

再苦情調査部会議事概要

1 再苦情調査部会の概要

(1) 日時 令和8年2月17日(火) 10時00分～11時30分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

澤田精一(部会長)、小堀健太、高島亮

イ 申立者

有限会社ハコプラスデザイン 代表取締役、取締役

ウ 県側

福島県警察本部警務部施設装備課 企画主幹、課長補佐

エ 事務局

入札監理課長、入札監理課主幹

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

ア 再苦情申立てについて

3 閉会

2 議事概要

(1) 開会

- ア 事務局より、議事の進め方の案を説明し、了承された。
- イ 委員間の審議について、「福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第2号」に該当することから、非公開で行うことが了承された。
- ウ 再苦情調査は、第三者機関である入札制度等監視委員会において、県の機関が発注する建設工事等の入札及び契約の手續等に関する再苦情を適切に処理し、入札及び契約の透明性を図ることを目的として行うものであることから、申立者に対する第一次審査の選定手續きに対する調査審議のみを行うことでも了承された。

(2) 本案件の経過

事務局から「資料1」により説明。

(3) 再苦情申立ての趣旨

申立者から「資料2」により説明。

申立ての趣旨は3点。

- ア 参加表明書類及び技術提案書を期日までに受領したにも関わらず、参加表明者に確認通知を行うことなく書類不備とし、失格とした件について
- イ 提出期限および審査過程の手續きの透明性の疑義、ならびに設計者にとって不利益な負担を生じさせた件
- ウ 審査結果通知においてその内容を理解し難い。

質疑応答に入る前に、部会長から、参加表明書の有無については確認するすべがないため、部会では判断しない旨を宣言した。

以下、「再苦情申立ての趣旨」に関する質疑応答。

【委員】

申立書の2ページの(3)の2について、参加表明の時点で既に無効とされていたとの認識でよいか。

【申立者】

無効とされたことを知ったのは、理由を請求した最後の通知の時である。

(4) 再苦情申立てに対する警察本部の主張

警察本部から「資料3」により説明。

以下、「再苦情申立てに対する警察本部の主張」に関する質疑応答。

【委員】

第一次審査の中に参加表明書に基づく資格の審査と、技術提案書に基づく技術の審査がトータルで第一次審査という位置づけで、その時点までは参加表明書の不足をもって失格条項に該当している認識はされているけれども、正式に失格条項に該当するのは第一次審査の時点になるという理解でよいか。

【警察本部】

そのとおり。

【委員】

他のプロポーザルも同じ取扱いか。

【警察本部】

警察本部としては、そういう認識。

【委員】

先ほど申立者へも伺ったが、他者の無効という話は、申立者に伝えて、どういう部分の何があるのか。

【警察本部】

公平性を担保してやっているということを周知したかった。他者に対しても、無効になったものがあると伝えた上で、厳正に行ったということを伝えたい趣旨。

【委員】

最終日の到着で問合せたり、確認を申立者にされても、追加提出が間に合わない判断されて、連絡は入れませんでしたという説明であったが、そのものが内部的ルールになっていて、他の申請者であったり、あるいは他のプロポーザル案件でも同じ対応されているという理解でよろしいか。

【警察本部】

今般、当課でプロポーザルを担当したのが初めてで、事例がなく、手探りでやってきたということもあり、そういった対応になった。

(5) 警察本部の主張に対する反論

【申立者】

福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領実施要領第9条に、工事執行者は、提案があった技術提案書の審査を行うとある。技術提案書の資格の前に、参加資格要件の確認が前提となる。他県では参加表明書の通知を行う、これを行うか否かというのは、事務フローの中にマニュアル化されているかなかろうが、全庁的な意識で行うべきもの。手探りでという話があるが、参加表明書の通知を行うべきことの記載がなくても、意識を持って事務処理を行うべき。また事例として、福島市の設計プロポーザルで、参加表明書の審査の結果、参加資格のあるなし、なしの場合は理由というのを示した上での通知、そして技術提案の作成に取組むように示されている。今回、そもそも存在を知らなかったことに問題があるのではないか。

【警察本部】

県の営繕課と密接に調整をとりながら実施した。福島市でやられている手法の把握はしていないが、県の方針と違うところで、業者さんのほうに負担が掛からないものがあれば、県の担当と詰めていきながら改善策を見つけていきたい。

【申立者】

最後に申し上げたいのは、プロポーザルの結果に対してではなく、参加表明を提出する会社は、自社で参加資格があるということで、提出している。それに対して何も連絡がない場合はそれが完全に受理されたと考えて、技術提案書に進むわけである。他県でも参加表明書で不備があった場合には連絡がくる。それが全くなかったので、我々は失格条件がないと踏んで、提案書に進んでいる。今回の異議申立てで、今後我々が望むのは、参加表明の時点で、その資格があったかどうかという通知は絶対必要というのを、申し上げたい。

【部会長】

それでは、今の部分は、要望ということでしょうか。

【申立者】

あってしかるべき。

【警察本部】

現在のプロポーザル方式の審査委員会ですと、第一次審査の中で、資格審査というものがあり、事前にやっていくっていうところも、今の要望を含めて、県の担当のほうと調整し、改善策を見つけていきたい。

(6) 委員間の審議

【委員間審議については非公開】

(7) 閉会